

宗像市郷土文化学習交流館協議会 委員名簿 (案)

任期：平成24年9月1日～平成26年8月31日

	区 分	氏 名	新任・再任	役 職 等
1	学校教育及び社会 教育の関係者	菊川 律子	新任	九州大学理事
2		鎌田 隆徳	新任	宗像地区小学校社会科研究会副会長
3	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	牟田 貴美子	新任	自由ヶ丘コミュニティ運営協議会 青少年育成部会会長
4	学識経験者	亀井 輝一郎	新任	福岡教育大学 教授
5		河窪 奈津子	新任	宗像大社神宝館学芸員
6		藤本 幸男	新任	東海大学福岡短期大学教授
7	市民代表	中野 一	新任	玄海地区コミュニティ運営協議会会長
8		園元 かおり	新任	市民ボランティア (地域学芸員)

○宗像市郷土文化学習交流館条例

平成23年12月28日

条例第23号

(設置)

第1条 地域の文化的資源である歴史、民俗、自然等に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、調査研究の成果を集積し、及び展示してその教育的活用を図り、もって市民の教育、学術及び文化の振興に寄与するため、宗像市郷土文化学習交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宗像市郷土文化学習交流館	宗像市深田

(事業)

第3条 交流館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 交流館の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 資料の貸出し等に関すること。
- (3) 学校、地域等が実施する教育的活動との連携に関すること。
- (4) 世界遺産登録推進活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的達成に必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第5条 宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。

- (1) 管理運営上の指示又は指導に従わないとき。
- (2) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第6条 交流館に入館した者が、その責めに帰すべき事由により、施設、附属設備、展示品若しくは資料を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(協議会)

第7条 交流館の運営に関し必要な事項を審議するため、宗像市郷土文化学習交流館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、8人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民代表

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月28日から施行する。